

議案第 37 号

三豊市公民館条例の一部改正について

三豊市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市公民館条例の一部を改正する条例

三豊市公民館条例（平成 18 年三豊市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「とし、教育委員会が委嘱する」を「とする」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「法第 3 0 条第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第 1 0 条第 1 号中「規則」を「教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改める。

第 1 8 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第37号関係】

三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号） 一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（委員） 第6条 前条に規定する審議会の委員は、<u>25人以内とする。</u> 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u> 4 委員が前項に規定する関係者等に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。 5 委員は、法第15条の規定に基づく社会教育委員を兼任し、同法第17条に規定する職務を併せて行うことができる。 （利用の停止又は取消し） 第10条 略 （1）この条例その他これに基づく<u>教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>又は指示に違反したとき。 （2）・（3）略 （委任） 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	（委員） 第6条 前条に規定する審議会の委員は、<u>25人以内とし、教育委員会が委嘱する。</u> 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員が<u>法第30条第1項</u>に規定する関係者等に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。 4 委員は、法第15条の規定に基づく社会教育委員を兼任し、同法第17条に規定する職務を併せて行うことができる。 （利用の停止又は取消し） 第10条 略 （1）この条例その他これに基づく<u>規則</u>又は指示に違反したとき。 （2）・（3）略 （委任） 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。